

石川県公報

令和 7 年 9 月 30 日（火曜日）

号 外

（第 63 号）

目 次

規 則		教育委員会	
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事・組織経営課）	1	○石川県教育委員会事務局等処務規程の一部改正	5
訓 令		○石川県立学校処務規程の一部改正	6
○石川県処務規程の一部改正（人事・組織経営課）	1	人事委員会	
土木部（水道用水供給事業）		○石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則	6
○石川県企業職員就業規程の一部改正	4	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則	6

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三十四号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十五年石川県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第13号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県処務規程（昭和33年石川県訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 30 日

石川県知事 馳 浩

第73条第1項中「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の承認を受けようとする職員が育児休業法第十九条第二項の規定による申出をするとき、又は同項の規定による申出をした職員が同条第三項の規定による変更をしようとするときは、あらかじめ、部分休業簿（別記様式第11十七号の八）を所属長を経由して知事に提出しなければならない。

別記様式第27号の8を次のように改める。

別記様式第27号の8（第73条関係）

（第1面）

部 分 休 業 簿

申出対象期間	年度
--------	----

所属	氏名

1 請求に係る子	氏名	続柄等	生年月日
			年 月 日

2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は② を記入)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1 日につき 2 時間を超えない範囲内 ② 1 年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない 範囲内
	月 日		

3 変更 (第 1 回目)	変更月日	変更後の 内容 (①又は② を記入)	変更が必要な 事情	特別の事情 の有無 (有又は無 を記入)	(任命権者等 の確認)	決裁
	月 日					

3 変更 (第 2 回目)	変更月日	変更後の 内容 (①又は② を記入)	変更が必要な 事情	特別の事情 の有無 (有又は無 を記入)	(任命権者等 の確認)	決裁
	月 日					

4 備 考	
-------	--

（注） 1 申出、変更又は請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類としては例えば以下が挙げられる。

医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等（写しでも可）

2 第 1 号部分休業の承認の請求の場合は第 2 面、第 2 号部分休業の承認の請求の場合は第 4 面を用いること。

3 第 1 号部分休業の承認が、職員からの請求に基づき取り消された場合は、その旨を第 3 面に記入すること。

(第 2 面)

第 1 号部分休業の承認の請求の場合

年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間				※ 請求 月日	※ 請求 者の 確認	承認 の可 否	決裁		備 考
	月 日	毎日 ／曜 日等	時 間					任命権 者等の 確認		
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで		月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

(第 3 面)

第 1 号部分休業の承認の取消しの場合

年度

整理 番号	※ 部分休業の承認の取消しの期間			※ 請求者 の確認	決裁		備 考
	月 日	時 間			任命権者 等の確認		
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

(第 4 面)

第 2 号部分休業の承認の請求の場合

年度

第 2 号部分休業の時間数

時間 分

整理 番号	※ 部分休業の承認の請求をする期間		※	※	※	※	承認 の可 否	決裁		備 考
	月 日	時 間	請求 時間数	残時 間数	請求 月日	請求 者の 確認		任命権 者等の 確認		
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
11	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
12	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
13	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
14	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
15	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
16	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
17	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
18	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
19	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
20	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
21	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					
22	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日					

(※印の欄は職員が記入又は確認する。)

附 則

この訓令は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

土木部（水道用水供給事業）

石川県企業管理規程第 6 号

石川県企業職員就業規程（昭和46年石川県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月30日

石川県知事 馳 浩

第11条の 6 第 1 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 部分休業の請求をしようとする職員は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを申し出るものとする。

- (1) 1 日につき 2 時間を超えない範囲内
- (2) 1 年につき77時間30分（非常勤職員にあつては、当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第11条の 6 第 5 項第 1 号中「とき」を「場合」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 部分休業をしている職員が第7項の規定による変更をした場合

第11条の6中第5項を第11項とし、第4項を第10項とし、同条第3項中「一に該当するとき」を「いずれかに該当する場合」に改め、同項各号中「とき」を「場合」に改め、同項を同条第9項とし、同条第2項の次に次の6項を加える。

- 3 部分休業であつて前項第1号に掲げる範囲内で請求するもの（以下この条において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。
- 4 労働基準法第67条第1項の規定による育児時間又は第11条の3第1項の介護時間（以下この項及び次項において「育児時間等」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 5 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間等の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内かつ2時間から当該育児時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。
- 6 部分休業であつて第2項第2号に掲げる範囲内で請求するもの（以下この項において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
 - (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
 - (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数
- 7 第2項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、同項の規定による申出の内容の変更をしなければ当該職員の部分休業に係る子の養育に著しい支障が生じると認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 8 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、部分休業の請求をすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における改正後の石川県企業職員就業規程第11条の6第6項の第2号部分休業の承認の請求をする場合における同条第2項の規定の適用については、同項第2号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。

教 育 委 員 会

石川県教育委員会訓令第8号

庁 中 一 般
出 先 機 関
学 校 以 外 の 教 育 機 関

石川県教育委員会事務局等処務規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月30日

石 川 県 教 育 委 員 会

第70条の3第1項中「第十九条」を「第十九条第1項」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の承認を受けようとする職員が育児休業法第十九条第1項の規定による申出をするとき、又は同項の規定による申出をした職員が同条第3項の規定による変更しようとするときは、あらかじめ、部分休業簿を教育長に提

出しなければならない。

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

石川県教育委員会訓令第 9 号

県 立 学 校

石川県立学校処務規程（昭和 41 年石川県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月 30 日

石 川 県 教 育 委 員 会

第 32 条の 4 第 1 項中「第十九条」を「第十九条第一項」に、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の承認を受けようとする職員が育児休業法第十九条第二項の規定による申出をするとき、又は同項の規定による申出をした職員が同条第三項の規定による変更をしようとするときは、あらかじめ、部分休業簿を教育長に提出しなければならない。

附 則

この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十二号

石川県職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員の退職手当に関する規則（昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別記第二十二号様式（表）、別記第二十三号様式（表）、別記第二十四号様式（表）、別記第二十五号様式（表）、別記第二十六号様式（表）及び別記第二十七号様式（表）中「**四**」を削り、「処分書を受けた」を「処分があつたことを知つた」に改め、「、行政事件訴訟法の規定により」を削り、「の翌日から起算して 6 箇月」を「から 6 箇月」に、「の翌日から起算して 1 年」を「から 1 年」に、「の送達を受けた」を「があつたことを知つた」に改める。

別記第二十八号様式（表）及び別記第二十九号様式（表）中「**四**」を削り、「命令書を受けた」を「命令があつたことを知つた」に改め、「、行政事件訴訟法の規定により」を削り、「の翌日から起算して 6 箇月」を「から 6 箇月」に、「の翌日から起算して 1 年」を「から 1 年」に、「の送達を受けた」を「があつたことを知つた」に改める。

別記第三十号様式（表）中「**四**」を削り、「の翌日から起算して」を「から」に改める。

別記第三十一号様式（表）及び別記第三十二号様式（表）中「**四**」を削り、「命令書を受けた」を「命令があつたことを知つた」に改め、「、行政事件訴訟法の規定により」を削り、「の翌日から起算して 6 箇月」を「から 6 箇月」に、「の翌日から起算して 1 年」を「から 1 年」に、「の送達を受けた」を「があつたことを知つた」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前に通知した改正前の石川県職員の退職手当に関する規則別記第二十二号様式から別記第三十二号様式までの様式による書面は、改正後の石川県職員の退職手当に関する規則別記第二十二号様式から別記第三十二号様式までの様式による書面とみなす。

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月三十日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第十三号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の二十二の三第二項第二号中「育児休業をし」の下に「、育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業（一日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）により」を加える。

（石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部改正）

第二条 石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号中「第十三条第一項第一号」の下に「、第十三条の三第一項」を加える。

第十三条第十一項中「、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続した」を削る。

第十三条の二第三項を次のように改める。

3 育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業であつて同条第二項第一号に掲げる範囲内で請求するものの承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、一日につき二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（石川県職員等の育児休業等に関する規則の一部改正）

第三条 石川県職員等の育児休業等に関する規則（平成四年石川県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「であつて、一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日があるもの」を削る。

第十五条の見出し中「請求手続」を「請求、第二項申出又は第三項変更の手続」に改め、同条第一項中「の請求」の下に「、同条第二項の規定による申出（次項において「第二項申出」という。）又は同条第三項の規定による変更（次項において「第三項変更」という。）」を加え、「部分休業承認請求書」を「部分休業簿」に改め、同条第二項中「請求」の下に「、第二項申出又は第三項変更」を加える。

第十八条第一項中「当該職員に」を「当該申出をした職員（以下この条及び次条において「申出職員」という。）に」に、「当該職員の」を「申出職員の」に改め、同条第二項中「当該職員」を「申出職員」に改める。

第二十一条を第二十二条とし、第二十条を第二十一条とし、第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等について申出をした職員等に対する意向確認等）

第十九条 任命権者は、前条第一項の措置を講ずるに当たっては、人事委員会の定めるところにより、申出職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求又は申出（次項において「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

三 前条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、人事委員会の定めるところにより、三歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会が定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

三 対象職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。